

業務執行体制に関する自主規制基準

2026年3月25日制定

正会員（定款第7条第1項第1号に規定する正会員をいう。以下同じ。）は、法令等遵守のための環境整備を経営の最重要課題の一つとして位置付けることによって、投資運用業又は投資助言・代理業の業務執行に当たり顧客の信頼及び社会的信用を損なうことのないよう努めなければならない。

1. 法令等諸規則の遵守

(1) 取締役(代表者)によるコンプライアンスの重要性の認識と主体的関与

正会員の取締役(代表者)は、コンプライアンス(法令等諸規則の遵守)の重要性を認識し、コンプライアンスに係る基本方針を策定するなど、誠実かつ率先垂範してコンプライアンス体制の強化を図る。

(2) コンプライアンス管理責任者の設置

正会員は、投資運用業又は投資助言・代理業に関して法令等諸規則の遵守状況を総合的に管理する責任者を設置するものとする。

なお、金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第15条の4第1号に該当する者が当該責任者を兼務することは差し支えない。

(3) コンプライアンス部門(担当者)の設置

正会員は、コンプライアンス体制強化のため、その業容に応じ、各業務部門から独立したコンプライアンス部門(担当者)を設置する。

(4) 法令等諸規則の情報の的確な収集・管理

正会員は、コンプライアンス環境整備のため、投資運用業又は投資助言・代理業の適正な業務の遂行に必要な法令等諸規則の情報を、随時的確に収集・管理する。

(5) 基本方針及び法令等諸規則の周知徹底

正会員は、コンプライアンスを重視し、その役職員に対して、定期的又は経常的に研修の実施、文書の配布等の適切な方法により、コンプライアンスに係る基本方針及び法令等諸規則の周知徹底を図る。

(6) 法令等遵守状況のモニタリング

正会員は、コンプライアンスの実施状況等の点検を定期的又は経常的に実施する。

2. 内部監査

正会員は、内部監査機能の充実を図るため、その業容に応じ、各業務部門から独立した部門(担当者)による定期的又は経常的な社内検査(コンプライアンス部門(担当者)も対象とする。)を実施する。

3. 情報の適正な管理

(1) 顧客関係情報

イ. 正会員は、その役職員が職務上知り得た顧客の資産状況等、顧客関係情報を厳正に管理し、他に漏えいしてはならない。

ロ. 正会員は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第41条又は第42条等の趣旨を踏まえ、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、顧客情報の管理について社内規程等を定め、その適正な運用を確保することによって、顧客関係情報の管理の徹底を図る。

特に、顧客の個人情報については、「個人情報の保護に関する指針」その他の当協会の個人情報保護関連諸規則等に定める措置等を講じなければならない。

(2) 投資運用業又は投資助言・代理業関係情報

正会員は、その投資運用業又は投資助言・代理業に係る投資判断、あるいは有価証券の買付け又は売付けの動向に関する情報（引合い等に伴う情報の伝達は除く。）については、その漏えいにより顧客の利益が損なわれることがないように、慎重に取り扱わなければならない。

(3) 二以上の業務に係る情報

正会員が二以上の業務の種別（金商法第29条の2第1項第5号に規定する業務の種別をいう。）に係る業務を行う場合には、各業務において得た情報を適正に管理しなければならない。

(4) 内部者取引の未然防止

正会員は、内部者取引の未然防止を図るため、「内部者取引の未然防止に関する規則」に定めた事項を織り込んだ社内規程を定めなければならない。

4. 処分（懲罰）規定

正会員は、社内規程（就業規則等）において法令等諸規則に対する違反行為があった場合の処分（懲罰）規定を定め、その運用にあたっては厳正かつ公正に行う。

運用細則

項	関係事項	内 容
1	1 (1)	○「法令等諸規則」とは、「金商法」、「金商法施行令」、「金商業等府令」、その他関連法令、当協会の自主規制ルール及び各会員の社内規程等の会員が遵守する必要があるものをいう。
2	1 (3) 及び2	○役職員が少人数の会員で各業務部門から独立した担当者の設置が困難な場合には、兼任して差し支えない。
3	2	○「内部監査」とは企業内部の監査スタッフによる監査制度で、企業の組織管理、内部牽制、コンプライアンスを含む内部統制を目的とするものをいう。
4	3 (1) イ	○「顧客関係情報」とは、顧客との契約に関連して知り得た顧客の財産状況等の情報をいう。
5	3 (2)	○「投資運用業又は投資助言・代理業関係情報」とは、次に掲げる情報をいう。 1. 投資運用業又は投資助言・代理業における投資判断並びに有価証券の買付け又は売付けの動向に関する情報。 2. 金商法第2条第8項第11号で定める「有価証券の価値等」又は「金融商品の価値等の分析に基づく投資判断」に関する情報。 3. 金商法第2条第8項第12号、14号又は15号で定める運用に関する情報。
6	3 (3)	○「適正に管理」については、必ずしも二以上の業務の種別毎の組織的分離又は兼務の禁止を求めるものではないが、法令等に別に定めのある場合にはその定めによるものとする。

附 則

この基準は、2026年4月1日から施行する。

一般社団法人日本投資顧問業協会の「業務執行体制に関する自主規制基準」は、廃止する。